

事務連絡

令和5年5月8日

各位

橿原市福祉部

障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
障害福祉サービスおよび障害児通所サービス等における取扱いに係るQ&Aについて

平素は本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記の件につきまして、厚生労働省における通知を基に、本市としての取扱いを定めましたので、
ご参照ください。

なお、令和2年4月8日付通知「新型コロナウイルス感染症防止のための障害福祉サービスおよび
障害児通所サービス等における緊急措置に係るQ&Aについて」を廃止し、下記①～④については
本通知に改めます。

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について」（令和2年2月17日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
- ② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和2年2月2
0日付厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9
月22日版）」（令和3年9月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務
連絡）
- ④ 「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」（令和2年3
月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡）

(1) 新型コロナウイルス感染症（5類移行後の取扱内容）について

新型コロナウイルス感染症（5類移行後の取扱内容）については、別添の『新型コロナウイルス
感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サ
ービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について（令和5年4月28日厚生労働
省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援新興室、厚生労働省社会・援護局障害保健福
祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）』に準じる対応とします。

(2) 休業により利用者が通常のサービスを受けられない場合について

『新型コロナウイルス感染症（5類移行後）の臨時対応にかかる届出』または、『新型コロナ
ウイルス感染症（5類移行後）の臨時対応にかかる届出（グループホーム）』を提出した

場合、臨時的な方法による支援を可能とします。本届出は、事業所番号、事業の種類、事業所休業日が異なる場合、分けてご提出ください。

報告については、『新型コロナウイルス感染症（5類移行後）の臨時対応にかかる報告書』を利用者・利用日ごとにご提出ください。

※詳細については、各報告書の〈提出期限〉をご確認ください。

※提出に際し、個人情報が含まれていますので、郵送または持参をお願いします。

《参照》『新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について』の連番3、21、28。

(3) 届出の提出について

原則は、届出を提出した後に臨時対応をしてください。ただし、急を要する場合等やむを得ない場合は、届出の提出が後になっても差し支えありません。